

# 白井市戸建て住宅等除染事業実施要綱

## (目的)

第1 この要綱は、白井市除染実施計画(以下「実施計画」という。)に基づき、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な戸建て住宅、集合住宅及び事業所(以下「戸建て住宅等」という。)の除染を推進するため必要な事項を定める。

## (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建て住宅 個人及び法人が所有する現に居住する一戸建ての専用住宅及びその敷地をいう。
- (2) 集合住宅 個人及び法人が所有する複数の住戸が一棟に建築された住宅で共用部分を有するもの及びその敷地をいう。
- (3) 事業所 一定の目的のもとに継続的に現に事業を行っている事業を行う所であり、商店等商業施設、工場、作業場及び事務所並びにその敷地をいう。

## (除染事業の実施主体)

第3 除染事業の実施主体は、白井市とする。

## (除染事業の対象)

第4 除染事業の対象となる戸建て住宅等(以下「対象戸建て住宅等」という。)は、市内に現存し、かつ、地表からの高さ1メートルにおける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト(空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト)以上のものとする。

## (子どもへの影響低減)

第5 第4の規定にかかわらず、実施計画基本方針に基づき、子どもに対する放射性物質の影響の低減を優先するため、中学生以下の子ども、または妊婦が居住する戸建て住宅及び集合住宅については、地表からの高さ50センチメートルにおける追加被ばく線

量が年間1ミリシーベルト（空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト）以上のものを除染事業の対象とする。

（除染事業の実施）

第6 除染事業は、次の各号の順序により実施するものとする。

- (1) 実施計画に定める除染実施区域内（以下「区域内」という。）にある戸建て住宅及び集合住宅で中学生以下の子ども、または妊婦が居住するもの
- (2) 区域内の戸建て住宅及び集合住宅で前号に該当しないもの
- (3) 実施計画に定める除染実施区域外（以下「区域外」という。）にある戸建て住宅及び集合住宅で中学生以下の子ども、または妊婦が居住するもの
- (4) 区域外の戸建て住宅及び集合住宅で前号に該当しないもの
- (5) 区域内の事業所
- (6) 区域外の事業所

（除染事業の内容）

第7 除染事業は、空間線量測定の結果や施設等の状況等を考慮し、国が示した次に掲げるものの中から適切なものを選定して実施する。この場合において、除染事業により発生した除去土壌等は、除染事業を実施した敷地内で保管することとする。

- (1) 壁面等の清掃及び拭取り
- (2) 雨どい等の清掃及び汚泥除去
- (3) 側溝等の清掃及び汚泥除去
- (4) 枝葉の剪定
- (5) 落ち葉の除去
- (6) 除草
- (7) 屋上の清掃（集合住宅及び事業所に限る。）

（追加措置）

第8 第7に規定する除染事業を実施したにもかかわらず、除染の効果が確認できない場合は、市長が別に定める措置を講ずるもの

とする。

(実施期間)

第9 除染事業の実施期間は、本要綱施行日から平成26年3月31日までとする。

(除染事業実施の協議)

第10 戸建て住宅等の所有者又は管理者は、除染事業を受けようとするときは、対象戸建て住宅等ごとに、白井市戸建て住宅等除染事業実施申込書(別記第1号様式)により、あらかじめ市長と協議しなければならない。この場合において、区域外にある対象戸建て住宅等については、複数地点の地表からの高さ1メートルにおける空間放射線量測定値を添付しなければならない。

(協議の合意)

第11 市は、第10の規定により申込をした者(以下「申込者」という。)の立会いのもと、国のガイドラインを踏まえ、対象戸建て住宅等の複数地点において空間放射線量を測定するとともに、申込者と第7に規定する除染事業の内容その他この要綱に規定する事項に合意したときは、白井市戸建て住宅等除染事業実施合意書(別記第2号様式)を作成し、除染事業を実施するものとする。

(協議の停止等)

第12 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その協議を停止し、又は合意を破棄することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により協議を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) その他除染事業の推進上支障があるとき。

(実施に係る権利の譲渡等の禁止)

第13 申込者は、除染事業に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

( 損害賠償 )

第 1 4 除染事業の実施に伴い、市が対象戸建て住宅等の施設又は設備を損傷したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償する。ただし、所有者又は管理者がやむを得ない事情があると認めるときは、その限りでない。

( 補則 )

第 1 5 この要綱に定めるもののほか、除染事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 2 7 日から施行する。